

# 給与収入がある被扶養者の収入確認のご案内

被扶養者の扶養認定において、認定対象者に恒常的な収入がある場合、その収入基準額は、「年額130万円(障害年金受給者および60歳以上の公的年金受給者は180万円)未満」とされておりますが、アルバイトやパート等の給与収入がある被扶養者は、月額収入も判断の対象となりますので、共済組合が定期的に行う検認に伴う扶養状況調査にかかわらず、被扶養者の収入状況の確認をお願いいたします。

## 月額基準額を超過した場合の取扱い

アルバイト・パート等の給与収入については、月額収入も判断の対象となり、月額基準額108,334円未満での就労が原則となりますが、諸事情により月額基準額を超過した場合は、次の取扱いのとおり、認定取消となります。

- ①月々の収入が3カ月連続で108,334円以上となった場合は、最初に超過した月の初日
  - ②3連続した複数月の平均給料が108,334円以上となった場合は、その3連続した月の中で月額基準額を最初に超過した月の初日
- なお、通勤手当等諸手当が支給される場合は、その額を加算した支給総額で判断しております。

※賞与が支給される場合は、支給月の給与額には含めず年間収入として合算します。

※月額基準額を超過していなくても、年間基準額を上回った場合は、基準額の上回った年の1月1日に遡り、認定取消となりますのでご注意ください。

※障害年金受給者および60歳以上の公的年金受給者の月額基準額については、年金額の12分の1とパート等の給与収入を合わせて150,000円未満となります。

### 【①に該当したときの取消例】

稼働月	収入月額(通勤手当含む)	取消日
1月	90,000円	3カ月連続して108,334円以上であるため2月1日が取消日
2月	110,000円	
3月	110,000円	
4月	120,000円	
5月	90,000円	
(6月～11月 省略)		
12月	90,000円	
賞与	100,000円	
合計	1,290,000円	

### 【②に該当したときの取消例】

稼働月	収入月額(通勤手当含む)	取消日
10月	90,000円	3カ月の平均が108,334円以上であるため12月1日が取消日
11月	90,000円	
12月	120,000円	
1月	120,000円	
2月	90,000円	

※②の取消例のように年を跨いで、3カ月の平均もしくは、3カ月を連続して月額基準額を超過した場合も、認定取消の対象となりますのでご注意ください。

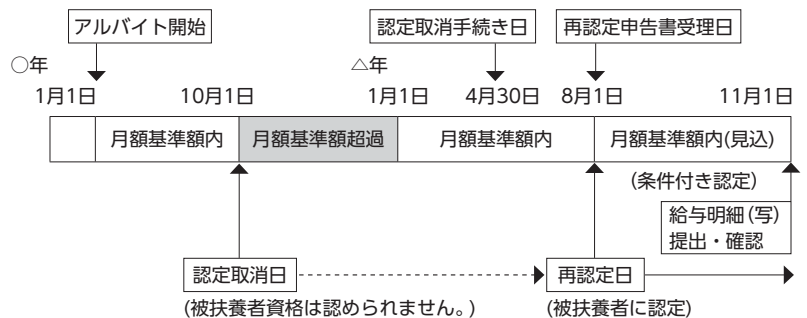
## 再認定の取扱い

給与収入が月額基準額を超過したことに伴い、一度認定を取消し、再度認定の申請を行う場合は、月額基準額を超えないことが確認できる「雇用契約書」と「直近3カ月分の給与明細(写)」を添付して共済事務担当課へ提出いただくことにより、申告書の受理日(所属所長が証明した日)から再認定となります。

なお、認定後においても「条件付き認定」として、引き続き収入が月額基準額を超えていないことを確認するため、後日、認定日以降3カ月分の給与明細(写)の提出をいただき、1カ月でも月額基準額を超えている月がある場合は、認定時に遡り、被扶養者の資格が取消となりますので、収入の管理については十分ご注意ください。

### 【再認定例】

- ・認定取消日 ○年10月1日
- ・再認定申告書受理日 △年8月1日  
申告書類……………被扶養者申告書(②認定)  
雇用契約書と直近3カ月(△年5月～7月)の給与明細(写)
- ・再認定日(条件付き認定) △年8月1日  
(後日、△年8月～10月の給与明細(写)を提出願います。)



## 収入確認についてのご注意！

遡って被扶養者の資格を喪失すると、扶養手当や医療費の返還が生じるほか、国民健康保険や配偶者の場合は国民年金に加入する費用も発生しますので、遡る期間が長いほど負担は大きくなります。

こまめに収入の確認を行い、月々の収入が基準額を超過し扶養取消の対象となった場合は、早めの手続きをお願いいたします。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306